

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 30 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

1 平成 28 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
総務課	<p>市章（襟章）作成について</p> <p>市章の作成にあたり、1 人見積りにより随意契約としている。その理由については、緊急を要したためとの回答を得ているが、当初予算による契約であり、作成した時期からも、複数から見積書を入手することは可能であったと考える。併せて、発注から納品までの一切の決裁文書が存在していない。今後は注意されたい。</p> <p>また、市章については、全職員に貸与されていないことや職員服務規程等に定めがないことから、なぜ、この期に改めて作成を必要としたか、市章の位置づけと併せて明確な理由が必要であったと考える。</p> <p>さらに、200 個作成に 311,040 円を支出し、製作単価が 1,500 円以上となっているが販売価格は 1,000 円である。販売価格を</p>	<p>市の財政状況等により制服貸与がなくなった前後に、市章（襟章）の交付を取りやめていたところ、スーツ着用の際に、市職員か否か分からないとの指摘を受け、平成 28 年に市章（襟章）の作成・販売を行いました。その過程について、簡略化したことは、事務処理の誤りであり、今後は適切に処理を行います。</p> <p>さらに、販売価格について、担当部署内部で調整したものの、記録を適切に行っていなかったため、今後は設定根拠を明確化し、意思決定の過程（決裁等）を記録していきます。</p> <p>なお、市章（襟章）の着用については、これまで規程、基準等がなかったことから、着用に関する要綱を整備しました。</p>	R2.6.3

	決定する決裁文書等が見当たらない。必要な事務を省略すべきではない。		
--	-----------------------------------	--	--

2 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
総務課	<p>旅行命令・復命書及びニモカ受払報告書について</p> <p>ニモカの使用の報告はあるが、旅行命令・復命書が見当たらないものが多くの部署で見受けられた。</p> <p>総務課におかれては、ニモカを使用する旅行に関する諸規定を整備するとともに、ニモカの使用記録が電磁データとして保存されるという特性を踏まえて、旅行に関する一連の事務処理の簡素化を図られたい。</p> <p>また、年度末にニモカのチャージ残高が多額にならないよう注意されたい。</p>	<p>平成 30 年 2 月 26 日付にて旅行命令・復命書の作成及びニモカカードの管理について、全課に通知し、職員に注意喚起を行いました。</p> <p>紙媒体にて行っている旅行命令簿については、出退管理システムで行うことも検討しましたが、費用対効果を鑑み見送りました。</p> <p>各部で管理しているニモカの利用状況については、総務課にて把握し、残高が多額にならないように、指示をしています。</p>	R2. 6. 3
建設課	<p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものが多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきであ</p>	<p>公園台帳については、紙と、紙を PDF 化したものにて管理をしています。ご指摘のとおり、一部の公園について、記載内容等の変更が台帳に反映していないことも確認しているところです。</p> <p>今後、本市の都市公園については、規模が大きな公園から、引き続き台帳記載内容の確認を行い、記載事項に変更のあった箇所について、手作業ではありますが、現状と台帳が一致するように台帳の修正を行ってまいります。また、公園台帳の電子化についてもあわせて検討してまいります。</p>	R2. 8. 26

	<p>る。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m²以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p>		
建設課	<p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成 22 年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p>	<p>用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>以上のような事情があり、用地取得が困難な状況のため、当面の間の対応として賃貸借契約を見直しました。</p> <p>なお、今後とも用地取得できるよう精力的に協議を進めていくとともに、問題が発生した場合は丁寧に対応したいと考えています。</p>	R2. 8. 26

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
地域コミュニティ課・高齢者支援課・保育児童課	補助金等について 補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。 地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。 今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。 繰越金の限度額を認める必要があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。	(地域コミュニティ課) 平成30年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項につきましては、市の発展に必要不可欠な地域組織である自治会の存続や機能維持のため、その他運営等に必要な経費に対する援助であることから、「補助金」という性質ではなかったと判断し、「助成金」とする交付規則の改正を行いました。	R2.6.9
		(高齢者支援課) 本指摘事項については、長寿クラブ連合会の事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのための繰越」「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要があるといった意見を頂いています。 繰越金の取扱い等の基準の明確化を図るため、団体と引き続き協議を重ねていきます。	R2.6.9
		(保育児童課) 保育所保護者会補助金については、令和3年度廃止の方向で、検討しています。	R2.6.9

4 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
上下水道施設課	契約保証金の納付について 地方自治法施行令第167条の16及び契約規則第26条において、普通地方公共団体は契約を締結する者に契約保証金又はこれに代わる	契約金額の30%未満の増額については、追加保証金は不要となっています。通常では30%を超える変更増額を見られる案件	R2.5.18

	<p>担保を納付又は提供させなければならぬと規定されている。</p> <p>本市は契約規則第24条第5項に基づき標準となる契約書の書式を定め、その契約書の約款第4条において、契約保証金は契約の締結と同時に納付することとなっている。</p> <p>しかしながら、「下水道ストックマネジメント第30-1 調査業務委託契約」については、増額変更契約に係る契約保証金が検査完了後に納付されていた。今後は、納付遅れが生じないように改善されたい。</p>	<p>は少ないです。</p> <p>しかし本案件は調査時に当初より想定外のことが判明したため、30%を超える増額となりました。</p> <p>30%を超える変更増額する案件が通常では少ないため、本案件については変更契約時に増額分の追加保証の要求を失念しておりました。</p> <p>今後は変更増額時にも再度確認を行い、追加保証についても変更契約の締結時と同時に納付できるように、請負業者に対して追加保証の要求に努めます。</p>	
<p>国際・交流課</p>	<p>国際交流協会について</p> <p>国際交流協会については、公益財団法人として活動しているものの、その職員は協会から任用された嘱託職員1名であることから、国際・交流課の職員が事務取扱の辞令を受け、協会の大部分の業務を行っている。</p> <p>一方、国際・交流課も課長以下職員4名の組織であることから、課の業務の大きな割合を協会の業務で占めており、市職員が行っている業務が協会の業務なのか、市が行うべき業務であるか、さらにはその監督責任が協会にあるのか市にあるのか明確にする必要がある。</p> <p>協会の独自性がより発揮され、行政ではできない自由な発想による交流事業の実施など公益法人として協会を設立するメリットを最大限活用される必要がある。</p> <p>また、市の業務と協会の業務が明確でない場合、監査や議会のチェックが行き届きにくくなる恐れがあるものと考えます。さらに、協会の業務に市職員が従事することについて、市と協会の間に法的な手続きがない</p>	<p>国際交流協会の業務につきましては、国際交流協会の責任の下、独自性を持ち実施すべきものであると考えております。</p> <p>令和元年度まで、国際・交流課の職員が事務取扱の辞令を受け国際交流協会の事務を行ってまいりましたが、令和2年度からは、協会への人的支援として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、市職員1名の派遣を行う措置を行っております。</p>	<p>R2.6.9</p>

	<p>中で業務を行うことは問題があるものと思われ、法的な整理を行い市職員が従事するのか、人件費も含めて補助を行うことで協会の独立性を高めるのか、協会が果たす役割を整理し、適切な処置を取られたい。</p>		
産業振興課	<p>地域水田農業推進協議会に対する補助金について</p> <p>太宰府市地域水田農業推進協議会は、都市近郊農業の特性を生かした作物振興、水田利用及び担い手の育成を図ることを目的とし、附属機関として平成15年に設置された。</p> <p>その後、経営所得安定対策等推進事業を遂行するうえで、事業の実施主体として農業関係団体の代表者等で組織する協議会等を設置する必要性が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金27万円が交付された。</p> <p>しかし、附属機関は、地方自治法において、その所管する事項について調停、審査、諮問又は調査等を行う機関とされており、事業の実施主体として補助金を交付することは適切ではないと思われる。</p> <p>経営所得安定対策等推進事業補助要綱等について調査を行い、適切な事務処理を図られたい。</p>	<p>「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」及び「経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱」により、推進事業の実施主体は市及び地域農業再生協議会（太宰府市水田農業推進協議会。以下、「協議会」という。）と定められ、その事業費補助金は協議会に対して市が交付する経費となっています。そのため、協議会以外に補助金を交付することはできません。</p> <p>しかし、指摘のとおり協議会は市の附属機関としてふさわしくないため、現行委員の任期満了（R3.3.31）に合わせ、当該協議会を附属機関から削除する予定です。</p>	R2.5.29

5 令和元年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
文化学習課 (文化)	補助金実績報告書について 振興財団は、文化学習課より 振興財団補助金として	令和2年3月31日で古都大宰府保存協会への出向を終了	R2.6.5

<p>スポーツ振興財団)</p>	<p>32,579,000 円の補助を受けている。</p> <p>本補助金は、交付要綱が制定されていないため、補助目的や補助対象経費が明確に定められていないが、同振興財団の運営にあたり、給与・手当・燃料等の管理を行うための補助金とされている。</p> <p>その実績報告書に計上された補助対象経費には、振興財団から古都大宰府保存協会へ職員交流研修として派遣された職員の給与等が含まれていた。(現在、相手先団体からの派遣はなされていない。)</p> <p>この経費については、振興財団の設立目的である事業の実施や運営に資するものとは言い難く、補助対象経費として適切なものであるか疑義があるものと思われる。</p> <p>文化学習課と協議のうえ、是正されたい。</p>	<p>し、4月1日から文化スポーツ振興財団の管理施設で勤務することに変わっております。</p>	
------------------	--	---	--

6 令和元年度第2期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
<p>観光推進課</p>	<p>補助金交付決定について</p> <p>太宰府市俳句・短歌ポスト事業運営補助金について、本補助金の申請は、太宰府市俳句・短歌ポスト事業運営委員会から提出されているが、事業計画、予算及び決算については、太宰府市俳句ポスト運営委員会、太宰府市短歌ポスト運営委員会がそれぞれ別々に実施し、報告がなされていた。</p> <p>これは、俳句ポスト事業と短歌ポスト事業が同じ観光事業推進の一環として同時期（平成5年）に立ち上げ活動しており、ポ</p>	<p>先の指摘を受け、令和2年度より各団体から補助申請を提出していただき、それぞれに交付決定・支出を行いました。</p>	<p>R2.6.9</p>

	<p>ストも共有していることから、「俳句・短歌ポスト事業運営補助金」として、まとめて支出されたためである。</p> <p>補助対象団体がそれぞれ別の団体として活動し、補助事業を実施しているのであれば、補助金の申請や交付決定はそれぞれにすべきものと思われる。</p>		
スポーツ課	<p>支払遅延について</p> <p>太宰府市総合体育館監視カメラ増設工事について、令和元年9月20日に完成検査を終了し、その後、令和元年9月26日に契約の相手方である(株)きんでん九州支社より適法な支払請求を受けた。しかし、工事写真帳の不備を理由として支払いを保留し、令和元年11月13日に支払いを行っていた。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条では、工事代金の支払の期限は、完了の検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から40日以内とされている。</p> <p>工事写真帳に不備があり検収できないものであるなら、完成検査の段階で指示を出すべきものと思われる。</p> <p>スポーツ課におかれては、適切な契約事務の執行を図られたい。</p>	<p>契約事務に関して、職員自身が事業進捗と期限管理の徹底を図り、業者への依頼に対する履行確認をこまめに行うよう努めます。</p>	R2. 6. 16